

令和 7 年 7 月 10 日

【件 名】

公用車の車検切れ使用について

【内 容】

◇内 容

魚沼市管財課が管理する公用車両（軽自動車貨物トラック）1 台について、車検切れの状態 で 5 日間使用していたことが令和 7 年 7 月 7 日に判明しました。同課の担当者が車検有効期限である令和 7 年 6 月 29 日を 1 年先の令和 8 年 6 月 29 日であると錯誤し、車検整備業者への連絡に漏れがあったことが原因であります。

違反内容としましては、車検有効期限が過ぎた令和 7 年 6 月 30 日（月）から 7 月 4 日（金）までの 5 日間において、当該車両の車検有効期限が経過していたにもかかわらず、公道上の運転による使用を行っていたものです。

◇今後の対応

道路運送車両法違反に該当するため、当該車両の運転使用を直ちに停止し、市内車検整備業者に依頼し速やかに車検整備を受け、小出警察署に違反内容を報告しております。今回の事案を受け、課で管理する全ての公用車 21 台で車検切れがないことを確認しました。

改善策として職員スケジュール管理システム上で公用車車検時期の情報共有を図るなど、車検整備業者への連絡を徹底し再発防止に努めます。

◇市長のコメント

適正であるべき公用車の管理及び運行に対し法令違反がありましたことを重く受け止め、関係機関の方々をはじめ、市民の皆様に深くお詫びいたしますとともに、今後の再発防止に向け、事務処理手順とチェック体制の強化を図り適正な公用車両の管理を徹底してまいります。

【添付資料】

<お問合せ先>

魚沼市 総務政策部 管財課

担 当 課長 斉藤

電 話 025-792-9211